

機構を軌道に乗せるための改善策の実施状況の報告

機構を軌道に乗せるための改善策	改善策の実行状況
<p>1 機構の役員体制について、農業法人経営者や企業経営者等のチームとしての役員登用及びこうした役員の経営ノウハウ・意見を一機構の活動推進に積極的に生かす取組を進めてください（28年度上半期目途）。</p> <p>また、新たな役員体制の下で、28年度の機構の活動方針（改善した部分がわかるようにしてしたもの）を決定し、役員名簿（経営能力を有する者が分かるようにしてしたもの）とともに公表してください（28年度上半期目途）。</p>	<p>(注) 公表済み又は公表予定の役員名簿（様式A）、活動方針を添付。また、公表予定はないものであっても、活動方針に関連する資料があれば併せて添付。</p>
<p>2 現場のコーディネート体制について、各都道府県におけるこれまでの経験を踏まえて、市町村・農業委員会・土地改良区等の関係機関との望ましい役割分担のあり方を整理して活動方針に盛り込み、これに即して県内全体のコーディネート体制の整備を推進してください（28年度上半期目途）。</p> <p>特に、28年度中に農地利用最適化推進委員が設置される市町村については、その積極的な活用を進めてください。</p>	<p>(注) 公表済み又は公表予定の担当者の体制（様式B）を添付。</p>
<p>3 担い手農業者との意見交換は、十分な回数（毎月又は隔月）を的確に実施し、担い手農業者の意見を機構活性化のために積極的に活用することを徹底してください。また、意見交換の結果（意見を踏まえて改善した点を含む）の公表も引き続き行ってください。</p>	<p>(注) ① 本年度、既に意見交換を実施し結果を公表している場合は、当該結果を添付するとともに、主な意見を踏まえた改善点を記載。 ② 今後実施する場合は、実施スケジュールを記載。</p>

別紙様式 1

4 都道府県は、市町村毎の人と農地の状況（本格的な人・農地プランの作成状況、担い手への農地集積の状況、耕作放棄地解消の状況、農地中間管理機構の利用状況等）を調査・公表し、その結果も踏まえて、機構理事長や都道府県幹部が市町村長と面談を行ない、機構事業への賛同意の協力を要請してください（28年度上半期目途）。

(注) ① 本年度公表した内容または公表予定の内容（様式C）を添付。
③ 機構理事長または都道府県幹部による市町村長（又は副市町村長）との面談の実施状況を記載。その際、面談を行った者と相手方を明記。

5 都道府県から市町村に対して、以下の事項について要請し、農地流動化に向けた地域の話合いと、話し合いの結果に基づく本格的な人・農地プランの作成を進めてください（28年度上半期目途）。

① 人・農地プランの見直し等に際しては、徹底的かつ継続的な話し合いと合意形成を行える適切な範囲（集落や自治会等の範囲）で会合を実施するとともに、農地所有者が耕作できなくなつた場合には機構に貸し付けることを地域で合意することを目指すこと。

② 市町村が、担い手農業者、新規参入希望者等と、定期的に意見交換を行うこと。

③ 農地流動化の機運が乏しい地域については、地域農業の将来への危機感を共有し、農業者が自らの経営についてもそれに即して考えてもらうため、市町村が農業者に対するアンケート調査を行い、その結果を公表すること。

④ 平成28年度税制改正により実現した遊休農地の課税強化と機構に貸し付けた農地の課税軽減について、農地所有者へ周知徹底、これを契機として地域の話合いを推進すること。

6 農地流動化に向けて機構が適切に進行管理するため、機構の役員・本部職員と現地で農地集積のコーディネートを行う機構及び委託先（市町村等）の担当者等との打合せを定期的に（毎月）実施してください。

7 農地の出し手である所有者へのPRを行き渡らせるため、県知

(注) 各市町村毎の、市町村への要請日、要請者、要請を受けた者、要請を踏まえた各市町村の対応状況を記載。

(注) 打合せの実施状況（日時、参加者、概要）及び今後の予定を記載。

(注) 都道府県知事や機構理事長による周知の実施状況、実施方法

事や機構理事長が前面に立って、機構のスキームと併せて、28年（媒体）、今後の予定を記載。
度税制改正により実現した逸休農地の課税強化と機構に貸し付けて農地の課税軽減を周知徹底してください（28年度上半期開始）。

8 農地中間管理機構と農地整備事業との連携を更に高めるため、農地整備事業機構及び都道府県の農地中間管理機構担当部局は、農地整備事業と機構事業がセットで進むよう、機構のモデル地区（重点実施地区）の決定や連携地区の予算要望・配分にあたり、農地整備事業担当部局や土地改良区と十分に連携してください。その際、県本庁だけでなく県出先機関とも、情報共有・調整のための体制を確実に整備してください。

9 機構・市町村等は、28年4月からバージョンアップした農地情報公開システム（通称：全国農地ナビ）を十分活用して、地域での話合いを更に推進してください。

（注）機構、県（機構担当部局、基盤整備担当部局）の本庁・出先機関との情報共有・調整のための体制（市町村、土地改良区等の関係機関を含む）及び更なる連携のための具体的な取組内容や今後の取組予定を記載し、連携状況調査を添付。

（注）農地情報公開システムの活用に向けた本年度の取組方針を記載。また、本システムを活用して具体的に話合いを進めている地区数を記載。

農地中間管理機構の役員体制

【H28.3末時点】 16名

役職	常勤・ 非常勤の別	氏名	現(前・元)職名	H28年度 継続又 は退任 の別		該当者には 実務経験有りと判断した経歴等
				該当者には ○印		
理事長	常勤	AA AA		継続		
理事	非常勤	BB BB		退任		
理事	非常勤	CC CC		退任		
理事	非常勤	DD DD		退任		
理事	非常勤	EE EE		継続		
理事	非常勤	FF FF		継続	○	(株)○○産業 経営者
理事	非常勤	GG GG		継続	○	(株)○○バス 監査役
理事	非常勤	HH HH		継続	○	農業法人経営者(野菜○ha)
理事	非常勤	JJ JJ		継続	○	農業法人経営者(果樹○ha)
理事	非常勤	KK KK		継続	○	農業経営者(県内女性農業者の一団体)
理事	非常勤	LL LL		継続	○	農業法人経営者(大根○ha)
理事	非常勤	MM MM		継続	○	林業経営者(漁業経営者又は酪農・畜産経営者)
理事	非常勤	NN NN		継続		
理事	非常勤	OO OO		継続	○	農業法人経営者(水稻○ha)
監事	非常勤	PP PP		継続		
監事	非常勤	QQ QQ		継続	○	公認会計士事務所 経営者

【28年度新規(予定を含む)】 4名

理事	非常勤	RR RR	○○県法人協会理事	4月～	○	農業法人経営者(水稻○ha)
理事	非常勤	SS SS	(株)○○代表取締役	4月～	○	企業経営者
監事	非常勤	TT TT	○○県指導農業士協議会理事	7月～	○	農業法人経営者(水稻○ha)
監事	非常勤	UU UU	○○県女性農業組織連絡協議会理事	7月～	○	農業経営者(県内女性農業者の一団体)

4名

現場でコーディネート活動を行う担当者の体制

合計15名 新規10名 継続5名 (前年は合計〇〇名)

担当する市町村・地域	氏 名	H28年度継続 又新規の別	現(前・元)職名	機構職員又は機構から 委託した職員の別 ※委託の場合は委託先	連絡先
〇〇市全域	AA AA	継続	〇〇機構〇〇支部職員	機構職員	
〇〇市〇〇地域、〇〇地域	BB BB	継続	元〇〇県農業公社職員	機構職員	
〇〇市全域	CC CC	継続	元〇〇県農業公社職員	機構職員	
〇〇市〇〇地域	DD DD	継続	〇〇市農業委員	農業委員	
〇〇市全域	EE EE	継続	〇〇町農業委員	農業委員	
〇〇市〇〇地域、〇〇地域	FF FF	新規	元〇〇JA〇〇課長	JA職員	
〇〇市全域	GG GG	新規	〇〇機構〇〇支部職員	機構職員	
〇〇市〇〇地域	HH HH	新規	元〇〇市農林課長	市町村職員	
〇〇市全域	JJ JJ	新規	元〇〇町農林課長	市町村職員	
〇〇市〇〇地域、〇〇地域	KK KK	新規	元〇〇農園 代表	市町村職員	
〇〇市全域	RR RR	新規	元〇〇ファーム(株) 代表取締役	機構職員	
〇〇市〇〇地域、〇〇地域	LL LL	新規	元〇〇県〇〇普及センター職員	市町村職員	
〇〇市全域	MM MM	新規	〇〇機構〇〇支部職員	機構職員	
〇〇市〇〇地域	NN NN	新規	元〇〇県〇〇普及センター職員	機構職員	
〇〇市全域	OO OO	新規	〇〇官農組合 代表	機構職員	

市町村毎の人と農地の状況

樣式C) (ha)

荒廃農地の発生・解消状況に関する調査による
様式C) (ha)

農地中間管理機構を軌道に乗せたための平成27年度の 取組状況と今後の方針について

平成28年5月

農林水産省

農地中間管理機構を軌道に乗せたための平成27年度の取組状況と今後の方針

機構を軌道に乗せるための方策 (初年度(26年度)の実績の評価・検証を踏まえて策定) (このうちの主要事項を平成27年6月の「日本再興戦略改訂2015」として決定)	27年度の取組状況と今後の方針
	<ul style="list-style-type: none">○ 機構を軌道に乗せるための方策を推進してきた結果、県によつて濃淡はあるものの、総じて言えば、初年度(26年度)の手探り状態を脱し、この方向で安定的に進めているが人・農地の問題解決につながると実感し、自信を持って取り組む県が多くなってきたところ。〔 各県・機構が設定しているモデル地区の数も、 26年度の1,495地区→27年度は4,259地区に増加したところ。 〕○ しかしながら、まだ全県で機構が軌道に乗っているとまでは言えず、28年度も更に改善を図り、機構を軌道に乗せるためには全力をあげていく方針。 <p>アンケート調査の結果、</p> <ul style="list-style-type: none">○ 市町村のうち、<ul style="list-style-type: none">・ 1年前より改善したが軌道に乗っているところまでいっていないと回答した市町村は6割・ 1年前と変わらないと回答した市町村は3割。○ 農業者のうち、<ul style="list-style-type: none">・ 1年前より改善したが軌道に乗っているところまでいっていないと回答した農業者は4割・ 1年前と変わらないと回答した農業者は5割。

1. 農地中間管理機構及び都道府県の抜本的な意識改革と役職員等の体制整備を求める。

全都道府県で、機構を軌道に乗せるとともに、真剣に取り組んでもらうため、

① 初年度（平成26年度）の実績をもとに、各都道府県の機構をランク付けし、公表する。このランク付けは、毎年度実施する。

② 各県・機構に対し、2年目（27年度）に機構事業を確実に軌道に乗せるよう要請するとともに、実績を上げた県について各般の施策について配慮する仕組みを検討する。

③ 機構に対し、法律に則した役員体制の再構築を行い、新体制の下で、2年目の活動方針を決定し、役員名簿（経営能力を有する者が分かるようにする）とともに公表するよう、要請する。

○ 各都道府県の機構の実績については、毎年度、ランク付けとともに公表していく方針。

- 各県・機構に対し、次のような指導等を行ったところ。
 - ・ 27年7月に改善を求める通知を発出。
 - ・ 27年9月から、各県・機構の個別ヒアリングを実施。
 - ・ 27年7月に初年度の優良事例を公表。
 - ・ 全国の機構役員等に対する研修会を3回実施。

- 実績を上げた県について各般の施策について配慮する仕組みは、27年度までの機構事業の実績を踏まえ、実績公表後に配する経営体育成支援事業から導入することとし（予算配分の際のポイントについて機構事業の実績を考慮）、今後、更に状況を見ながら対象とする予算や考慮の仕方にについて検討していく方針。

- 役員のうち、農業経営者は、26年の94人→27年は120人、うち農業法人経営者は、26年の29人→27年は41人、企業経営者は、26年の42人→27年は47人とわずかながら増加したところ。（全国の役員総数は26年の5566人→27年は589人）

- 28年度に向けて更なる改善を検討しているところもあるが、

(4) 機構に対し、質・量ともに十分な現地で農地集積のコードイネートを行う担当者の配置を行い、その体制を公表するよう、要請する。

農業法人経営者や企業経営者の役員登用は十分ではなく、また、こうした役員を機構の活動推進に生かしていないところもあり、各県・機構に対し、異なる体制改善を行うよう要請する方針。特に、27年度の実績が低調などころについては、個別要請を行う方針。

- なお、活動方針及び役員名簿とともに9割の機構で適切な形で公表しているが、残りの機構においても適切な形で公表を行うよう要請する方針。
- 現場でコーディネートを行う担当者（機構職員のほか委託先の職員を含む）は、26年の5,590人→27年は7,945人と増加したところ。
- 機構・県ごとに、これまでの経験を踏まえて、市町村・農業委員会等の関係機関との望ましい役割分担のあり方を整理し、県内全体のコーディネート体制を整備するよう、要請する方針。
 - 〔市町村に対するアンケート調査の結果、
 - 現場のコーディネート活動の体制について、1年前より改善したが、まだ十分でない回答した市町村が3割
 - ・ 1年前と変わらないと回答した市町村が5割。
 - 機構を軌道に乗せたために必要な事項として、現場のコーディネート活動の強化をあげた市町村が4割。
- なお、全ての機構で、現場の活動体制は公表済み。
- 毎月又は隔月に1回以上、農業者との意見交換を実施している県が9割。
 - ・ 意見交換の回数が不十分であつたり、意見を機構の活性化に生かしていない県については、担当手農業者との意見交換をより的確に行い、その意見を機構の活性化に積極的に活用するよう要請する方針。
- 機構に対し、担い手農業者、新規参入希望者等と定期的に（毎月又は隔月）意見交換を行い、その結果を公表するよう、要請する。

-
- 熊本県では、意見交換の成果として、県農業法人協会と機構が協定を締結し、法人の利用農地を機構経由に切り換え、集約化のベースを作る方向で進んでおり、宮城県と宮崎県も同様の取組を行っているところ。
 - こうした方式については、各県・機構に対しても紹介し、推進を図っているところ。
 - ほぼ全ての機構で、意見交換の結果は公表済みであるが、残りの機構においても、公表するよう要請する方針。
-

2. 人・農地プランの本格化に向けた見直しなど、地域内の農業者の話を着実に進め、機構がまとまった農地を借りられるよう、農地の出し手の掘り起こしを行う。

(1) 市町村・農業委員会の真剣な取組を促すため、

① 市町村の人・農地の状況（本格的な人・農地プランの作成状況、担い手への農地集積の状況、耕作放棄地解消の状況、農地中間管理機構の利用状況等）を、県が毎年度調査の上、公表する。

- ② 市町村に対し、人・農地プランの見直し等に際しては、農地所有者が耕作できなくなつた場合等には機構に貸し付けることを地域で合意することを目指すよう、要請する。
③ 市町村に対し、担い手農業者、新規参入希望者等と、定期的に意見交換を行うよう、要請する。
④ 農地流動化の機運が乏しい地域については、市町村に対し、農業者に対するアンケート調査を再度行い、結果を公表するよう、要請する。

平成24年度以降これまでに行ったアンケートの結果では、多くの地域では、総論として、将来は担い手が不十分で耕作放棄地が増大するところしながら、自らの経営は現状どおりとする結果となる。各論では、まずは総論としての地域の将来への危機感を共有し、自らの経営についてもそれに即して考えてもらうことが必要。

○ 全ての都道府県で、市町村毎の人・農地の状況を公表済み。

○ 人・農地プランが、機構に貸し付けることを希望する者のリストまで記載した本格的なプランとなつてある地区数は、26年度の2,642→27年度は4,986に増加したところ。
(全体の人・農地プランの数 26年度 12,860→27年度 13,845程度)

○ しかしながら、農地の集積・集約化を進めるには、ほとんどの地域で本格的な人・農地プランとしていく必要があり、担い手農業者との意見交換やアンケート調査の実施を含めて、更に要請していく方針。

アンケート調査の結果、
○ 市町村のうち、多くの地域で本格的な人・農地プランになりつつあるとの回答が2割、
一部の地域で本格的な人・農地プランになりつつあるとの回答が2割、
本格的なプランになつていないとの回答が6割。
○ 農業者のうち、本格的な人・農地プランになりつつあるとの回答が2割。